

立川市公の施設（立川市学習等供用施設）指定管理者候補者の選定について（諮問）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 6 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小 町 邦 彦

理 由

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 24 号）第 7 条の規定による。

立川市公の施設指定管理者候補者
選定審査会会長 殿

立川市教育委員会

立川市公の施設（立川市学習等供用施設）指定管理者候補者の選定について（諮問）

立川市教育委員会では、地域住民団体による主体的かつ地域に根ざした管理運営を目指して、平成18年度から市内11館すべての学習等供用施設に指定管理者制度を導入しました。

指定管理者である各会館管理運営委員会は地域の広範な公共的団体から選出された委員により構成されており、地域の文化・特性を活かした管理運営がなされております。現行の指定管理期間における立川市公の施設指定管理者評価（モニタリング）の総合評価は、全館とも「A」となっており、効率的・効果的な管理運営により幅広い世代の地域住民から親しまれ、生涯学習及び地域コミュニティの拠点として利用されることに寄与しています。

こうした状況から、令和2年度末をもって指定管理期間が満了となる学習等供用施設の指定管理者候補者について、令和3年度から始まる第6期においても引き続き、公募によらない選定により、現指定管理者である各会館管理運営委員会を指定管理者として選定したいと考えております。

立川市第4次長期総合計画においては、地域コミュニティとの協働によるまちづくりが基本理念となっており、その推進のためにも各会館管理運営委員会が指定管理者候補者として適切と考えます。

つきましては、指定管理者候補者の選定につきまして、下記のとおり諮問いたします。

記

（諮問事項）

立川市学習等供用施設における指定管理者候補者の選定について

- 1 公の施設の名称・所在地及び指定管理者候補者名

別紙のとおり

- 2 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

公の施設の名称・所在地及び指定管理者候補者名

No.	公の施設の名称	所在地	指定管理者候補者名(特命・非公募)	代表者
1	学習等供用施設 立川市滝ノ上会館	立川市富士見町4丁目16番10号	立川市滝ノ上会館管理運営委員会	景山 千鶴子
2	学習等供用施設 立川市こんぴら橋会館	立川市砂川町3丁目26番地の1	立川市こんぴら橋会館管理運営委員会	児玉 均
3	学習等供用施設 立川市高松会館	立川市高松町2丁目25番26番	立川市高松会館管理運営委員会	岩井 良夫
4	学習等供用施設 立川市若葉会館	立川市若葉町3丁目34番地の1	立川市若葉会館管理運営委員会	古田 義文
5	学習等供用施設 立川市こぶし会館	立川市幸町5丁目83番地の1	立川市こぶし会館管理運営委員会	小沼 直子
6	学習等供用施設 立川市羽衣中央会館	立川市羽衣町2丁目26番7号	立川市羽衣中央会館管理運営委員会	小坂 清胤
7	学習等供用施設 立川市天王橋会館	立川市一番町3丁目6番地の1	立川市天王橋会館管理運営委員会	石井 弘好
8	学習等供用施設 立川市柴崎会館	立川市柴崎町1丁目16番3号	立川市柴崎会館管理運営委員会	田中 元治
9	学習等供用施設 立川市さかえ会館	立川市栄町4丁目6番地の2	立川市さかえ会館管理運営委員会	長鶴 和子
10	学習等供用施設 立川市西砂会館	立川市西砂町5丁目11番地の13	立川市西砂会館管理運営委員会	渡辺 茂
11	学習等供用施設 立川市上砂会館	立川市上砂町1丁目13番地の1	立川市上砂会館管理運営委員会	渡辺 一夫

立川市学習等供用施設の指定管理者候補者選定を非公募・特命とすることについて（令和2年10月・立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会）

これまで学習等供用施設の管理運営については、全11館いずれも、自治会・文化会・体育会・青少年健全育成地区委員会・子ども会・PTA・老人会等、広範な地域団体から選出される委員により構成される各会館管理運営委員会が、会館設立以来一貫して、主体的に担ってきた。

各会館管理運営委員会では、日常的な施設の使用に関する業務（貸館業務）を通して、地域住民の生涯学習の機会や場の提供に努めてきた。また、地域の文化・特性を活かし、会館まつりをはじめ、講演会や音楽会、各種講座など独自の事業を展開するとともに、利用者懇談会を開催し利用者の声に耳を傾け、「会館だより」の発行などの広報活動を充実させることにより、幅広い世代の利用拡大や地域コミュニティ意識の醸成に大いに貢献してきた。

さらに、施設使用申請などの受付業務を主に担う管理人を除き、各会館管理運営委員は無報酬で事業の企画・運営を行っており、指定管理にかかる費用も低く抑えられている。

これらの実績から、現在の各会館管理運営委員会を学習等供用施設の指定管理者として引き続き指定することにより、設置目的である「学習、社会教育活動又は集会その他の公共的利用に供し、もって生涯学習及び地域コミュニティの振興を図る」ことが可能となる。

また、立川市学習等供用施設条例第13条では、指定管理を行わせるものとして、「地域の住民団体で（教育）委員会が指定するもの」と規定している。地域の住民団体として、指定管理者としてふさわしいのは実績からも現指定管理者であり、学習等供用施設の指定管理者は特命で、各会館管理運営委員会といたしたい。